

第 2 5 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和4年7月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（15名）

1番 江橋 健男	3番 渡邊 隆文	4番 立原 清子
5番 今関 征一	6番 深谷 泉	7番 飛田 信広
8番 一木 克昭	9番 雨谷 克己	10番 安藏 久男
11番 皆川 重文	12番 浅井 紘一	17番 皆川 晃
21番 加倉井 幸夫	22番 大圖 金雄	23番 小島 雄一

欠席委員（9名）

2番 高橋 基	13番 市村 正司	14番 吉澤 勇
15番 笹沼 恭一	16番 関 成一	18番 伊藤 明美
19番 軍地 美代	20番 高安 幸一	24番 外岡 健寿

事務局

事務局 長	横山 英雄	次 長	吉川 正浩
副参事兼次長補佐兼 調査広報係長	岩間 雅徳	農地係 長	谷津 知一
農地係	関 拓也	農地係	塚田 一平

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

総会に入る前に資料の説明をさせていただきたいと思います。

令和4年度版の農業委員会業務概要が出来上がりまして、農業委員、推進委員の皆様は順次配付させていただいているところでございます。本日、出席されている委員様で、先月の会議で欠席でありましたB班の委員の皆様へ業務概要を配付させていただいております。A班、C班の皆様には先月のうちに既に配付させていただいております。業務概要を取りまとめたものが出来上がりまして、皆様の活動の参考にしていただければと思います。

以上でございます。

事務局 皆様、改めておはようございます。

本日、事前に関委員から欠席のご連絡がございました。また、本日B、C班の参集ということでございますので、笹沼会長が欠席となっております。つきましては、本日、総会の議長として渡邊代理をお願いをしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、渡邊代理、開会をお願いいたします。

会長代理 おはようございます。

大変にお忙しいところ、第25回総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は、笹沼会長の班は参集対象外という形でありますので、私が議事進行することになっております。議事進行を円滑に進めるためにもどうかよろしくご協力お願いします。

議 長 それでは、ただいまから第25回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15名、欠席委員は9名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

つきまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任との声がございましたので、議長が指名いたしますことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名させていただきます。
4番立原委員、5番今関委員にお願いをいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第25回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が12件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が26件、土地現況証明が1件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が13件、農地法第4条の届出が9件、農地法第5条の届出が15件、制限除外の農地の移動届出が7件、登記官等からの地目確認照会が3件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして89件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたしますが、この案件は私が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をいたします。そのため、議長の職を皆川晃会長代理と一時交代いたします。よろしくお願いいたします。

（渡邊隆文委員一時退席）

議 長 ただいま議長の職を渡邊会長代理から引き継ぎました。
第3項を上程いたします。事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。15番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、渡邊委員に着席を求めます。

(渡邊隆文委員着席)

議 長 ここで議長の職を渡邊会長代理と交代します。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番, 一木です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第6項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番, 大圖です。16番, 関委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第7項及び第8項は関連がございますので, まとめて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項と第8項は関連がありますので, 併せてご説明いたします。

第7項, 第8項ともに契約内容の売買であります。受人は, 経営規模拡大のため, 申請地を譲受け, 耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれ

にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番, 江橋です。13番, 市村委員の代理発言させていただきます。

第7項, 第8項の件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第9項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第24項は関連がありますので, 併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが, 契約内容は区分地上権の設定でございます。賃借人は, 営農型太陽光発電設備の設置のため, 太陽光発電パネル部分に区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして, 議案書10ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の第24項の説明でございますが, 契約内容は区分地上権の設定でございます。借人は, 再生可能エネルギーの固定価格買取制度により, 新たに発電事業を始めるため, 営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。下部での営農は, 利用権により個人が営農者となり, 榊を栽培する計画でございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により, 一時転用として設置できるものとなっております。

なお, 一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第25項は関連がありますので、併せて上程といたします。

事務局からまとめて説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、契約内容は区分地上権の設定でございます。賃借人は、営農型太陽光発電設備の設置のために、太陽光発電パネル部分に区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして、議案書10ページをお開きください。

議案第3号 農地法第5条の第25項の説明でございますが、契約内容は区分地上権の設定でございます。借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入の増益を図るため、営農型太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。下部での営農は、利用権により個人が営農者となり、柿を栽培する計画でございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として設定できるものとなっております。

なお、一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件、調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろし
くお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第3項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えて
の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や
雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料さ
れます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項，第3項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第2項及び第3項は関連がございますので，併せてご説明いたします。

契約内容は，両案件とも売買であります。第3項は所有持分の一部移転でございます。受人は，現在アパートに住んでおりますが，手狭なため住家を新築し，併せてごみ置場がないため，ごみ置場を設置したい旨の申請でございます。申請地は，水道・下水道が埋設された道路に面し，500メートル以内に病院と保育所があることから，農地区分は第3種農地と思料されます。

なお，第2項は建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

第2項，第3項ともに調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次，第4項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項，第6項は関連がございますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第5項及び第6項は関連がございますので，併せて説明いたします。

契約内容は第5項が売買で，第6項が賃貸借でございます。

申請人は，再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため，太陽光発電設備を設置し，併せて進入路がないので，進入路を設けたい旨の申請でございます。申請地は，山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局で説明願います。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と保育所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項及び第10項は関連がございますので，まとめて上程をいたします。

事務局から説明させます。

事務局 第9項及び第10項でございますが，関連がございますので，併せてご説明いたします。

契約内容は両案件とも売買でございます。受人は福祉施設を経営しておりますが，現施設を返却するので，グループホームを移転建設し，併せて駐車場が不足するため，駐車場を設置したい旨の申請でございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，第9項は建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

第9項，第10項ともに調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と保育所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は5か月間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料

されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。16番，関委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

す。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 常磐
高速道路水戸インターから300メートル以内にある農地であることから, 農地区分は
第3種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第19項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第19項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地
や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料さ
れます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。14番, 吉澤委員の代理発言になります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第20項を上程いたします。

事務局説明願います。

事務局 第20項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投
資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料
されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。14番, 吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますので, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に、第21項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請がありましたが、確認したところ許可見込みがないとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。14番、吉澤委員の代理発言になります。

この案件は事務局の説明のとおり、開発許可の見込みはない状況でありますので、今回は保留が妥当と思われるとのことでございます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から保留とのご意見でございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、保留と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。
事務局から説明願います。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。13番、市村委員の代理発言です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。

皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局で説明させます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。13番、市村委員の代理発言です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項、第25項は審議が済んでおりますので、第26項を上程いたします。

事務局から説明願ひます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、JR内原駅から500メートル以内にある農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23番, 小島です。24番, 外岡委員の代理発言を行います。

この案件については, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 それでは, 皆様, 資料別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項, 田島町の畑87平方メートルの土地につきまして土地現況証明願があり, 農業委員3名で現地調査をした結果, 転用目的のとおりであることを確認できましたので, 証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がございましたけれども, ご意見, ご質問等がございましたらばお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 承認することに決定いたします。

次に, 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に3名の委員さんが関係する案件がございます。

まず初めに, 皆川晃委員に关系する案件がありますので, 農業委員会会議等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき一時退席をお願いいたします。

(皆川晃委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課の伊澤よりご説明させていただきます。

お手元の資料，別紙2をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

まず，皆川晃委員に係る利用権設定農地についてご説明いたします。

対象農地につきましては，利用集積計画一覧の2ページの9番から12番，全部で4筆でございます。こちらは全て田で，新規設定が2,858平方メートル，再設定が1,526平方メートル，設定期間は5年間，設定者1名，うち再設定の設定者が1名，取得者1名でございます。

以上につきまして，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたけれども，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたしました。

それでは，皆川委員に着席を求めます。

(皆川晃委員着席)

議 長 続いて，加倉井委員に係る案件がありますので，農業委員会会議等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき一時退席をお願いいたします。

(加倉井幸夫委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは，加倉井委員に係る利用権設定農地につきまして，ご説明いたします。

対象農用地は利用集積計画一覧の9ページ，68番の1筆でございます。こちらは田で新規設定で1,232平方メートル，設定期間は10年間，設定者1名でございます。

こちらの筆につきましては，農地中間管理事業を活用した貸し借りであるため，耕作者は茨城県農林振興公社と記載されております。転貸先情報につきましては，20ページに記載がございますので，各自ご確認をお願いいたします。利用権設定日は令和

4年8月1日を予定しております。

こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

それでは、加倉井委員に着席を求めます。

(加倉井幸夫委員着席)

議 長 続いて、私が関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき一時退席をします。そのため、議長の職を皆川晃会長代理と一時交代をしますので、よろしく願いをいたします。

(渡邊隆文委員一時退席)

議 長 ただいま議長の職を渡邊会長代理から引き継ぎました。

事業担当課から先行して説明をさせていただきます。

事業担当課 それでは、渡邊委員に係る利用権設定農地について、ご説明いたします。

対象農用地につきましては、利用集積計画一覧の11ページ、88番、12ページの89から94番、全部で7筆でございます。こちらは全て田で、新規設定3,147平方メートル、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきまして以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

それでは、渡邊委員に着席を求めます。

(渡邊隆文委員着席)

議 長 ここで議長の職を渡邊会長代理と交代します。

事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 それでは、先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分についてご説明いたします。

令和4年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて、内容を申し上げます。

表の1段目から4段目それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認をお願いいたします。

設定面積の合計につきましては、田が7万2,179平方メートル、うち再設定3万3,270平方メートル、畑が8万796平方メートル、うち再設定が3万583平方メートル、設定者は57名、取得者は17名、うち再設定の設定者25名、取得者11名でございます。利用権設定日は令和4年7月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和4年農用地利用配分計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定合計面積につきましては、田が新規のみで2,984平方メートル、畑が再設定のみで5,541平方メートル、設定者が1名、取得者4名、うち再設定の設定者1名、取得者3名でございます。

なお、設定者につきましては、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

こちらの設定日ですけれども、令和4年9月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画の一覧につきましては、次のページから記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで事業担当課は退席をいたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧願います。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 そのほかあと皆さんのほうからご意見ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 なければ、以上をもちまして、本日の第25回総会を終了といたします。
大変ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時15分